

2. 訪問型サービスについて(案)

訪問型サービス

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>	<p>住民主体による支援等</p>	<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	<p>訪問型サービスBに準じる</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

訪問サービスにおけるサービス提供基準

	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①国基準訪問型サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス内容	訪問介護員による「身体介護」及び「生活援助」 (従前の介護予防訪問介護と同様のサービス)	<u>生活支援員による「自立支援のための見守りの援助」及び「生活援助」</u> ※自立支援のため、利用者の補助的行為を中心とし、できることは利用者にしてもらう。
サービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース(専門的補助を擁する場合、特に身体介護中心の援助が必要な者) (例)・身体的不自由のため、転倒の危険性が高い等、支援に身体介護を要する者・問題行動や精神の不安定さがあり、専門的な介護を要する者 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を検討	○買い物、調理、掃除など、 <u>必ずしも専門的な支援が必要なものではないケース</u> (例)・認知機能は問題なく、ADL(日常生活動作)ほぼ自立しているが、腰痛や膝痛、筋力低下のため重いものが持てない、しゃがむ姿勢が困難、長時間の立位が困難等、IADL(手段的日常生活動作)の補助、支援により生活の維持改善が期待できる
対象にならないサービス	本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外 ・本人以外の家族のための家事・部屋の模様替え・草むしり、花木の手入れ ・大掃除や家屋の修理等	
提供時間	週1-3回(状況に応じて実施)	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し日常生活に必要な家事等とし、 <u>1回1時間程度</u>

訪問サービスにおける人員・設備・運営基準

	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①国基準訪問型サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
人員	<p>①管理者※1常勤・専従1以上</p> <p>②訪問介護員等常勤換算2.5以上</p> <p>【資格要件:介護福祉士, 介護職員, 初任者研修等修了者】</p> <p>③サービス提供責任者常勤の訪問介護員等のうち, 利用者40人に1人以上※2</p> <p>【資格要件:介護福祉士, 実務者研修等修了者, 3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1支障がない場合, 他の職務, 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2一部非常勤職員も可能</p>	<p>①管理者※専従1以上</p> <p>②従事者必要数</p> <p>【資格要件:介護福祉士, 介護職員, 初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】</p> <p>③訪問事業責任者従事者のうち必要数</p> <p>【資格要件:従事者に同じ】</p> <p>※支障がない場合, 他の職務, 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備	<p>①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>②必要な設備・備品</p>	
運営	<p>①個別サービス計画の作成</p> <p>②運営規程等の説明・同意</p> <p>③提供拒否の禁止</p> <p>④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>⑤秘密保持等</p> <p>⑥事故発生時の対応</p> <p>⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等(現行の基準と同様)</p>	<p>①必要に応じ個別サービス計画の作成</p> <p>②運営規程等の説明・同意</p> <p>③一</p> <p>④従事者の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>⑤従事者又は従事者であった者の秘密保持等</p> <p>⑥事故発生時の対応</p> <p>⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等</p>

訪問サービスにおける人員・設備・運営基準

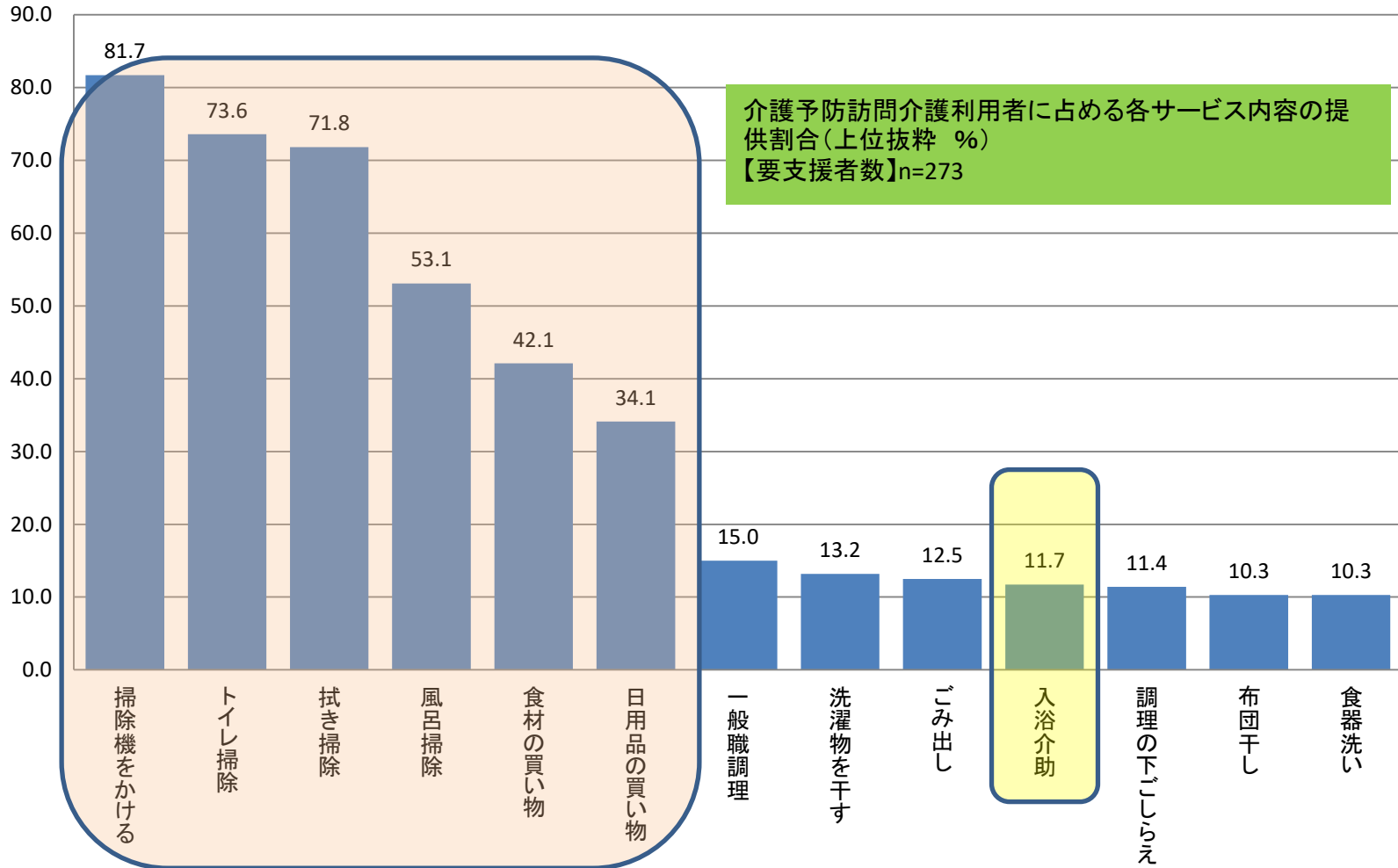
	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①国基準訪問型サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
実施方法	事業者指定	事業者指定
サービス提供者	指定介護予防事業所(みなし指定又は総合事業の通所サービスを実施するための基準を満たすもの)	指定介護予防事業所(総合事業の通所サービスを実施するための基準を満たすもの)

介護予防訪問サービス(生活援助)従事者養成研修

訪問型サービスを展開する上での課題	<ul style="list-style-type: none">○ 今後、介護人材が不足していくことに備えるため、スキルを持った(有資格)のヘルパーは、専門性を有する中重度の高齢者の介護にシフトしていく必要がある。このため、軽度者に対する生活支援のためのヘルパーを確保するよう、施策を講じる必要がある。○ 多様な主体によるサービス拡充も必要だが、これを早期に行政主体で進めていくことも困難である。
(生活援助)従事者養成研修の目的	<ul style="list-style-type: none">○ ヘルパー等の資格がなくても市の指定する研修を受講後、介護保険事業所に所属することによって、生活支援サービスが提供できるようにすることで、今後増加する生活支援ニーズに対応し、さらに現行の訪問介護員がより専門性の高い支援に重点をおくことができるようにする。 (「家事援助」には必ずしも高度な専門性が求められるものばかりではなく、有資格者でなくとも提供が可能、とした。)
研修の内容、受講後は・・・	<ul style="list-style-type: none">○ 介護福祉士やヘルパー2級の資格を有していない方でも、市が指定する研修(講義(2日間計12時間程度)を受講することで、「龍ヶ崎市認定ヘルパー(仮称)」(家事援助のみを提供)として市に登録、事業所等で従事することが可能になる。○ 従事した後、事業所内で実習やOJTを継続実施。
市の指定する研修	<ul style="list-style-type: none">・龍ヶ崎市で実施する研修・シルバー人材センターで実施する研修

介護予防訪問サービス(生活援助)従事者養成研修

大和高田市のケアプラン分析の例



介護予防・日常生活総合支援事業への移行のためのポイント解説 地域支援事業の新しい総合事業の市町村による円滑な実施に向けた研究事業(平成27年3月)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

介護予防訪問サービス(生活援助)従事者養成研修カリキュラム(案)

日程	科目	内容	目的	
1日目	開講式・オリエンテーション	講座の主旨・概要	研修の内容や目的の理解	高齢福祉課
	1 介護保険制度 (60M)	介護保険 介護予防・日常生活支援総合事業 生活支援サービス	介護保険制度と高齢者福祉サービス、 総合事業と生活支援サービスから、自立支援のあり方の理解	高齢福祉課
	2 生活支援の基本 (60M)	職務倫理・個人情報保護 接遇マナー・コミュニケーション技法	支援者と信頼関係を構築する接遇マナー、 守秘義務の理解	流経大社会学部
	3 高齢者の理解 (60M)	老化に伴う心身機能の変化 疑似体験 事例を通じた自立支援	老化に伴う心身機能の変化の理解 事例から自立支援への流れの理解 高齢者に多い病気、日常生活上の留意点の理解	主任CM会
	4 認知症の理解 (60M)	認知症の理解 認知症の方との関わり方	認知症の基礎及び健康管理上の留意点の理解 認知症患者の心理・行動の特徴及び対応方法の理解	認知症サポーターキャラバンメイト

介護予防訪問サービス(生活援助)従事者養成研修カリキュラム(案)

日程	科目	内容	目的	
2日目	5感染症予防 (30M)	感染症対策(結核等) 食中毒予防	感染症及び食中毒の予防対策の理解	保健所 保健指導課
	6生活支援の基本 (50M)	食の支援に関する基礎知識 介護における安全確保・リスクマネジメント	食事の必要性, 食に関連した心と体のしくみ, その支援方法の理解 介護における事故防止・安全確保, 緊急時の対応の理解	訪問看護ステーション
	7従事者の健康管理 (90M)	従事者の心と体, 管理 グループワーク	従事者の健康管理, メンタルヘルスの重要性の理解	流経大社会学部
	8生活支援の意義 (60M)	活動の実際 グループワーク	高齢者の自立を妨げない生活支援(調理・掃除・買物等)のあり方の理解	訪問介護事業所
	事業所紹介 質疑応答	各事業所から事業内容の説明	資格の活用方法の情報提供 地域の類似資源紹介(有償ボランティア等)	訪問介護事業所 高齢福祉課
	閉講式	研修まとめ 終了証授与		高齢福祉課

訪問サービスにおけるサービス費及び利用回数等について

	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①国基準訪問型サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
利用回数	<ul style="list-style-type: none"> * 事業対象者・要支援1・2 訪問介護Ⅰ(週1回程度) 訪問介護Ⅱ(週2回程度) * 事業対象者・要支援2 訪問介護Ⅲ(週2回を超える程度(12回/月まで)) * 事業対象者・要支援1・2 短時間(20分未満/回 22回/月まで) 	<ul style="list-style-type: none"> * 事業対象者・要支援1・2 <u>利用が9回以上/月の場合は月額</u> <u>利用が8回まで/月の場合は回数額</u> <u>提供時間は1時間程度/回</u>
サービス単位	別記 ※地域加算は準用 龍ヶ崎市:5級地(10%)10.70円/単位	別記 ※地域加算は準用 龍ヶ崎市:5級地(10%)10.70円/単位
加算	従前の介護予防訪問介護と同様の加算体系	<u>※加算条件については現行の条件を準用する。</u>
利用者負担	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割

訪問サービスにおけるサービス費及び利用回数等について

	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①国基準訪問型サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービスコード	A1:みなし指定事業者 A2:平成27年4月1日以降の 指定事業者	<u>A3</u>
請求方法	国保連合会へ請求	国保連合会へ請求
ケアマネジメント	<u>ケアマネジメントA</u>	<u>ケアマネジメントB</u>
限度額管理	○	○
高額介護サービス	○	○
生活保護の 介護扶助適用	○	○

訪問サービスにおけるサービス費及び利用回数等について

	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①国基準訪問型サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス単位	<p>事業対象者・要支援1・2: 訪問介護Ⅰ 1,168単位/月 訪問介護Ⅱ 2,335単位/月</p> <p>事業対象者・要支援2: 訪問介護Ⅲ 3,704単位/月</p> <p>※現行の介護予防通所介護費と同額</p>	<p>* 事業対象者・要支援1・2 2,159単位/月(利用が9回以上/月の場合) 250単位/回(利用が8回まで/月の場合)</p> <p>※金額は訪問介護Ⅱを基準に, ①を下回り, かつ有償ボランティアを上回る範囲で検討。介護予防での訪問介護は生活支援が主であることを考慮し, 減額幅を抑えて単位を設定した。</p>
通所型サービスとの併用について	<p>※要支援1, 要支援2の認定者が, 「通所型サービス」「訪問型サービス」又は「介護予防給付」を併用する場合, それぞれの支給限度額を上限とする。</p> <p>※事業対象者が, 「通所型サービス」「訪問型サービス」を併用する場合, 要支援1の支給限度額を上限とする。</p>	